

○市民農園整備促進法関係三段表

法律	政令	省令
<p>○市民農園整備促進法 (平成二年六月二十二日法律第四十四号) 最終改正…平成三十年五月一八日法律第二三号</p> <p>第一条 (目的) この法律は、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活を確保するとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする。</p> <p>第二条 (定義) この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。</p> <p>2 この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び第二号に掲げる施設の総体をいう。</p> <p>一 主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 特定農地貸付法（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付（第十一条第一項において「特定農地貸付」という。）又は都市農地貸付法（平成元年法律第六十八号）第十条に規定する特定都市農地貸付（第十一条第一項において「特定都市農地貸付」という。）の用に供される農地</p> <p>ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設（以下「市民農園施設」という。）</p> <p>第三条 (基本方針) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項</p>	<p>○市民農園整備促進法施行令 (平成二年九月十四日政令第二百七十二号) 最終改正…平成二十一年一月一日政令第二八五号</p>	<p>○市民農園整備促進法施行規則 (平成二年九月十四日農林水産省・建設省令第一号) 最終改正…令和六年四月一日農林水産省・国土交通省令第三号</p>

- 二 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項
- 三 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項
- 3 基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他必要な事項を定めるよう努めるものとする。

- 4 基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村地域の振興に資するよう定めるものでなければならない。
- 5 調和が保たれたものでなければならぬ。
- 6 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更することができる。
- 7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四條 (市民農園区域)

- 一 当該区域内に相当規模の一団の農地が存在し、かつ、その自然的条件及び利用の動向からみて、市民農園として利用することが適当と認められること。
- 二 当該区域の位置及び規模からみて、その周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。次条第三項において同じ。）の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。
- 三 交通施設の整備の状況その他都市の住民の利用上必要な立地条件からみて、市民農園の利用者が相当地度に見込まれる区域であること。
- 2 市町村は、市民農園区域を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 市町村は、市民農園区域を指定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、基本方針の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、その指定した市民農園区域を変更するものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による市民農園区域の変更について準用する。

第五條 (交換分合)

市町村は、前条第一項の規定により市民農園区域を指定し、又は同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとする市民農園区域内において、その指定し又は変更しようとする市民農園区域において、

- 2 前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載しななければならない。
 - 一 市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積
 - 二 市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに第二項第一号に掲げる農地のいずれに属するか
 - 三 市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項
 - 四 利用者の募集及び選考の方法
 - 五 利用期間その他の条件
 - 六 市民農園の適切な利用を確保するための方法
 - 七 資金計画
 - 八 その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

- 3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。
 - 一 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。
 - 二 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地か

る法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十一条第一項の規程により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設（公園及び緑地を除く。）の区域

第十條（整備運営計画に記載すべき事項）

- 一 通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - イ 市民農園の開設の時期
 - ロ 市民農園の開設の時期
 - ハ 市民農園の開設の時期
 - ニ 市民農園の開設の時期
 - ホ 市民農園の開設の時期
- 二 市民農園の開設の時期
 - イ 市民農園の開設の時期
 - ロ 市民農園の開設の時期
 - ハ 市民農園の開設の時期
 - ニ 市民農園の開設の時期
 - ホ 市民農園の開設の時期
- 三 市民農園の開設の時期
 - イ 市民農園の開設の時期
 - ロ 市民農園の開設の時期
 - ハ 市民農園の開設の時期
 - ニ 市民農園の開設の時期
 - ホ 市民農園の開設の時期
- 四 市民農園の開設の時期
 - イ 市民農園の開設の時期
 - ロ 市民農園の開設の時期
 - ハ 市民農園の開設の時期
 - ニ 市民農園の開設の時期
 - ホ 市民農園の開設の時期

らみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。

三 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。

四 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

五 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。

六 その他政令で定める基準に適合するものであること。

四 市町村は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

五 第一項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。

第八条 市町村長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができ

る。

第九条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画（第七条第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて市民農園の整備又は運営を行つていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。

第十条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第七条第一項又は第五項の規定による認定を取り消すことができる。

（農地法等の特例）

第十一条 第七条第一項又は第五項の規定による認定が第二号に掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者は、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三号第三項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。）の承認を受けたものとみなす。

第十二条 認定開設者が認定計画に従つて農地以外のものとする場合には、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第十三条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第十四条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第十五条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第十六条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第十七条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第十八条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第十九条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十一条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十二条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十三条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十四条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十五条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十六条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十七条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十八条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第二十九条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十一条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十二条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十三条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十四条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十五条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十六条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十七条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十八条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第三十九条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第四十条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第四十一条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

第四十二条 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとするときは、農地法第四号第一項の許可があつたものとみなす。

（市民農園の開設の認定の基準）

第四条 法第七号第三項第六号の政令で定める基準は、

一 次のとおりとする。

二 申請の手續又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。

三 市民農園の用に供する農地が法第二号第二項第一号に掲げる農地である場合に於ては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供され

ていないものでないこと。

第十六条 第六條において準用する土地改良法第百九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

(施行期日) 附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成六年六月二十九日法律第四九号)

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二章第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附則 (平成一年七月一六日法律第八七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(後略)

(市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 施行日前に第二百九十九条の規定による改正前の市民農園整備促進法(以下この条において「旧市民農園整備促進法」という。)第四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定による同意を得た市民農園区域は、第二百九十九条の規定による改正後の市民農園整備促進法(以下この条において「新市民農園整備促進法」という。)第四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定による協議を行った市民農園区域とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧市民農園整備促進法第四條第二項の規定によりされている同意の申請は、新市民農園整備促進法第四條第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。

(施行期日) 附則 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。

(施行期日) 附則 抄

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。

附 則(平成一二年二月二二日法律第一六〇号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(後略)

附 則(平成一二年五月一九日法律第七三号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(後略)

附 則(平成一八年五月三一日法律第四六号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(後略)

附 則(平成二二年六月二四日法律第五七号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四十三条の規定 公布の日
二 「省略」
(政令への委任)
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成一二年六月七日政令第三一〇号)
抄

(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。(後略)

附 則(平成一三年三月三〇日政令第九八号)
抄

(施行期日)
第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成十五年十二月十七日政令第五二三号)
抄

(施行期日)
第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成一五年十二月十九日)から施行する。

附 則(平成二二年一月一日政令第二八五号)
抄

(施行期日)
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十二月十五日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この政令の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年一〇月一〇日農林水産省・建設省令第二号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

